

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月23日（平成27年（行情）諮問第630号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行情）答申第92号）

事件名：特定会社が申請した雇用調整助成金等に関する支給決定書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

- ・ 特定会社Aが申請した雇用調整助成金，中小企業緊急雇用安定助成金に関する平成21年から平成23年までの支給決定書と支払通知書
- ・ 特定会社Bが申請した雇用調整助成金，中小企業緊急雇用安定助成金に関する平成21年から平成23年までの支給決定書と支払通知書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年5月14日付け新労発安0514第1号及び2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分は、次の通り真実を知る権利の妨害である。その法律とは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」のことを指す。この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。その反対に権利利益を保護する目的から非公開（不開示）の権限も存在する。そこで、何が正しいか、何が悪いのかの判断判別は極めて難しく、それを判断する公務員の技量も問われる内容も多く、国民からすれば権限の乱用であり、証拠の隠ぺい疑惑を

招く。それとは別の問題として、その公文書の制度を法が法で犯す権限は認められていない。

(中略)

法5条各号における「公にすること」の趣旨として、法5条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」おそれがあるか等を判断する。「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができるので、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

法2号に定める不開示情報への該当性の審査に当たっての基本的考え方として、2号に係る情報の開示／不開示の決定に当たっては、国民等からの請求に可能な限り応えることを原則としつつも、法人等の又は事業を営む個人の当該事業に係る「正当な利益を保護」するために、これら利益を害するおそれのある情報は不開示とする。

情報開示の公正な判断と目的と妥当性として違法行為は社会が許さない。特に悪徳権利者が法律を盾にして違法を犯す集団は後を絶たない。そして、法人等の又は事業を営む個人の当該事業に係る「正当な権利ではなく不正の利益を法で保護」そして違法な行為で会社の利益を確保する行為は組織犯罪に属する立場となる。

法5条2号のただし書により例外的に開示する情報は審査請求人の権利を新潟労働局が権力で妨害し、また、公益通報者の私に対して法で禁じてある不利益行為を犯した。それにより、右の条文の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量するに当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要がある。

法的な根拠として、法5条2号のただし書により、条文「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」同条1号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命及び健康等の権利と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示する。(中略)

開示理由と法人の権利利益は不適切な行為や疑念疑惑に関わるのが、会社法人として国の法務局に登録申請し、認められた会社法人が反社会的行動で社会秩序を害すれば違法である。その同法律の盲点を利用するブラック企業に対する対策対処の遅れた法律の欠点ともいえる。会社法

人の「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その正当な権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

そして、その法律にも制約がある。その例として公益上特に必要があると認めるときの状況とする。それは、被害者の保護に関することと犯罪者支援法や犯罪疑惑からの捜査や被害者の権利としての正確性を配慮し、その証拠が行政機関に保有される公文書が証拠を意図的に隠す行為は共犯と見なしうる構成要件の犯罪事実として刑法の組織犯罪。また、民法の共同不法行為等によるものが大きく、国家公務員が職務専念義務を専念するがあまりに、違法行為を犯した行為を知った組織が事実を隠したりし、それがさらに信用失墜行為を犯す。

「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」情報を公にすることにより保護される人の生命及び健康等の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示する。現実に人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限られず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も本規定に該当する。

（中略）

平成21年から平成26年まで、特定会社A、特定会社B、特定会社Cらの助成金を不正疑惑と新潟労働局の不適切な処理の疑惑である。

そこで、法的な証拠を確保すべき、新潟労働局に対して情報開示を求めて申請したら法5条2号イ、8条の規定に基づく権限の決定通知書であった。

泥棒の共犯者に証拠を出せと言っているのと同じだから、情報は出さないでしょう。そもそも、行政内部の情報を共有すれば問題を防げた。

新潟労働局が拒否する理由として重大な誤りがある。

それは、審査請求人の権利は同法律の例外的な対処を求められる内容であり、それを拒めば難しい状況に陥る。

新潟労働局は、審査請求人からの相談や事情も理解せずに、一方的に拒否した。その行動は行政機関と思えない集団であり、国家公務員の信頼を損なう姿は「信用失墜行為」である。それらの行為によって不利益な扱いで審査請求人に対して意図的に権利を不条理、不合理、不作為の他ならない。

さらに、特定会社Aと新潟労働局との長年に亘って不適切な関係。

特定会社Aに弱みでも握られているのか新潟労働局の対応は異常な計らい。

それとも、昔から存在する便宜供与も聞いたことがある。それは特定会社Aの上司から聞いた。内容は盆暮と就任祝いで数十万から数百万の金品や贈答品を送っていた。今は監視が厳しいから別の方法で継続しているらしい。

ようするに何でも権力とお金しだいで変わる。そこには正義も倫理や使命感は存在しない。それは新潟労働局が犯罪行為の隠ぺい行為に加担し、嘘の復命書、調査報告書等の公文書を捏造し、審査請求人の生命と財産を脅かした行為は消えないし、新潟労働局の権力の乱用と暴走を看過できない。

(添付資料省略)

(2) 意見書

行政文書不開示取消の根拠として、法律では、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。しかしそれは存在しない。また、地域全体の不特定多数の人と国内の取引先も雇用調整助成金受給を知っており公に噂されている。よって、行政機関が審査請求人に対して意図的に隠す行為は違法行為に抵触する。

さらに審査請求人は当事者であり、私の名前を利用し申請を進めた疑いと、同僚から事実を知った。また、行政職員からも間接的のニュアンスで雇用調整助成金を聞いた。

ゆえに企業側を保護する目的は存在しなく、行政文書不開示の根拠を失った。

次に、その雇用調整助成金詐欺に係わる行政文書を保有する新潟労働局の違法性を伴う組織的便宜供与の疑いである。

(中略)

法5条において、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合に、行政機関の長は当該行政文書を開示しなければならない旨を規定しているが、不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の執るべき行為についての明文の規定を設けていない。

法では、不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするととの基本的な考え方に立っており、7条(公益上の理由による裁量的開示)の規定により行政機関の長が「公益上特に必要があると認めるとき」は不開示情報であっても開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、不開示情報を開示してはならないと解釈できる。

開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合に

においては、6条に基づき、当該不開示情報を除き、部分開示することが義務付けられている。なお、個別の法令に定める国民一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、以下の5条1号、2号等に該当する情報も公開されているところであり、各行政機関で行われている一般的な情報提供においても、1号情報でも本人の同意がある場合に、5号、6号に該当する情報でも情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合に、情報提供が行われており、法上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではなく、従前の取扱いをすることも排除されない。

開示・不開示に係る基本的考え方の中立的解釈として、法は情報公開に係わる国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政に係る情報は原則開示との考え方に立ち、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないこととしている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。このため、法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

(中略)

ブラック企業の特定会社A、特定会社Bは、後継者を失い会社の整理・清算を進めながら悪徳企業が世間を欺いて国からの数億円の雇用助成金を騙し取り、次に、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の目的を無視し、従業員を解雇した。

(中略)

それがブラック企業であって、社会秩序を脅かし、さらに一部の行政職員の従犯が不正に関与する行動は見過ごせない状況である。

詳細は、新潟労働局が重要な証拠を持っていながら官民談合で不正を隠す。

結論としそれらの被害に対して付随義務として新潟労働局と厚生労働省が義務を負うことが法律に明示されている。

ブラック企業の特定会社A及び特定会社Bの事業主と管理職らは、自ら策士策に溺れてかえって最後に本性を現して失敗した。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象行政文書の存否を

明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金制度の概要

雇用調整助成金は、雇用保険法62条1項1号及び雇用保険法施行規則102条の3の規定に基づき、経済上の理由により事業活動が縮小した企業が、従業員を休業・教育訓練・出向させることで雇用を維持した場合に、休業等にかかる費用の一部を助成する制度であり、支給を受けるためには、事前に休業等の実施に係る計画届を公共職業安定所または都道府県労働局に提出することのほか、最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること、雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと等が要件として求められる。

また、中小企業緊急雇用安定助成金は、雇用調整助成金と同じ法条文に基づき、リーマン・ショック後の景気後退により事業悪化している中小企業の雇用維持を支援するための緊急かつ当分の間の措置として平成20年12月に創設（平成25年4月に廃止）された制度であり、中小企業を対象として雇用調整助成金の助成内容を拡充したものであるが、その趣旨・目的及び支給要件は雇用調整助成金と概ね同一である。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否について

本件対象文書が仮に存在するとすれば、当該助成を受けるために、特定法人A及びBの事業主が行った申請に対し、その支給を決定した書面及びその支払いを当該特定法人A及びBの事業主に通知した書面である。

特定の法人が雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けているという情報（以下「本件存否情報」という。）の開示は、当該法人において、申請に係る直近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少している等、経済上の理由により事業活動が縮小し、休業等を実施しているという事実を公にすることとなり、当該法人の人事管理や具体的な経営状況に係る情報を開示することとなるため、本件存否情報は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして法5条2号イの不開示情報に該当する。

また、本件存否情報には、同号ただし書に該当すると認められる情報も存在しないので、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで不開示とすべきものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、本件対象文書の不開示理由は、上記（２）のとおりであり、また、法に基づく開示請求は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず認められていることから、審査請求人の個別の事情や考えは一切勘案しないものであることから、審査請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ①平成27年10月23日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年11月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④平成28年5月10日 | 審議 |
| ⑤同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 審査請求人は、特定会社の名称を名指しして、本件対象文書の開示を求めているところ、その存否を明らかにすると当該会社A及びBが雇用保険法に基づく雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を受給した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることになると認められる。
- (2) 法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。
- (3) 特定会社A及びBが、雇用保険法に基づく雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金を受給したという事実の有無が明らかにされた場合、当該会社が、直近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少している等、経済上の理由により事業活動が

縮小し、休業等を実施していたのではないかとの憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、ひいては特定会社A及びBの事業活動に支障を来たすなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生ずることは否定できない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件存否情報は、法5条2号ただし書に該当し、法7条に基づく公益上の理由による裁量的開示を求めているとも解されるが、上記2のとおり、本件対象文書の存否に係る情報は、同号イの不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、本件開示請求に係る雇用調整助成金の申請に関する当事者であること等を理由として、本件対象文書を開示すべきであると主張しているとも解されるが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別の事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子